

第25回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時：2008年6月17日（火）13時30分～16時15分
2. 場所：財団法人自動車リサイクル促進センター 第1・第2会議室
3. 委員の現在数： 7名
4. 出席者と人数：永田委員長、鬼沢委員、小島委員、酒井委員、辰巳委員、細田委員、米澤委員 以上7名
その他（財）自動車リサイクル促進センター事務局、再資源化支援部（議案説明者を含む）、経済産業省・環境省担当官が出席
5. 議題：①平成19年度事業報告書案、平成19年度再資源化預託金等特別会計決算報告書案、平成19年度承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計決算報告書案及び平成19年度資金管理料金特別会計決算報告書案について
②平成19年度再資源化預託金等運用評価について
③平成19年度離島対策等支援事業の実施結果について
④平成19年度の外部業務監査結果について
⑤資金管理料金の11年展開の現状について
⑥資金管理料金特別会計における平成20年度の資金の運用額について
⑦使用済自動車処理状況検索機能の提供開始について

5. 議事録

（1）議題①について

平成19年度事業報告書案、平成19年度再資源化預託金等特別会計決算報告書案、平成19年度承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計決算報告書案及び平成19年度資金管理料金特別会計決算報告書案について、資料3-1から資料3-8を使用して事務局から説明。案のとおり了承された。

委員からは次のような質問・意見があった。

<主な質疑・意見> （注）○は委員、●は事務局

- 輸出返還台数が平成18年度の38万台から平成19年度は110万台となっているが、実際の輸出台数はどれくらいか。
- 平成18年度、19年度とも150万台程度。
- 輸出返還台数と輸出台数との差は未預託車と理解すればよいのか。
- そうである。輸出された自動車のうち預託済となっている割合は上昇しており、現在は95%を超えている。

- 資料3-1の事業報告書案と資料3-3の添付図「平成19年度における再資源化預託金等の流れ」で払渡金額が微妙に異なるのはなぜか。
- 資料3-3の添付図では利息を含めて表記しているためである。
- 異なる理由がわかるように、資料3-3の添付図には利息額をそれぞれに内数として表示して欲しい。
- 資料を修正する。

(2) 議題②について

平成19年度の再資源化預託金等の運用評価について、資料4-1、4-2を使用して事務局から説明。案のとおり了承された。

委員からは次のような質問・意見があった。

<主な質疑・意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 環境の観点を入れた取引証券会社の検証は12月に報告するとの説明であったが、今後も定期的にお願ひしたい。
- 資料4-2で、「事態の收拾が図られたことを確認後」となっているが、具体的にはどのようなことか。
- 当該証券会社が業務改善報告書を金融庁に提出し、受理された後に、JARCが同社から経緯説明を受けて納得できる内容であれば、了解するという手順を踏み、取引を再開している。
- 事態收拾とはわかりにくいので、資料にはわかるように記載して欲しい。
- 資料を修正する。

(3) 議題③について

平成19年度離島対策等支援事業の実施結果について、資料5を使用して事務局から説明。案のとおり了承された。

委員からは次のような質問・意見があった。

<主な質疑・意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 資料5の一部項目について、よりわかりやすい表現に修正して欲しい。
- 資料を修正する。
- 別紙2-2の平成19年度申請審査結果一覧で、台あたり単価が最高(36,854円)と最低(456円)で約80倍の差がある。本土から1千キロ距離の小笠原村と本土近郊離島との違いはあるものの、安いところはなぜそうなったのか調べて欲しい。
- 輸送距離に加え、船種、荷姿、荷役有無および車種、需給等の要素により海上輸送運賃は設定されていると認識している。詳しくは、実態を調査し、来年6月の諮問委員会に報告することとしたい。

- 資料5の2. 不法投棄等対策支援事業出えん実績が計画額内に納まったとあるが、その要因が処理量減少か費用低減かがわからないため、処理量計画・実績を追記して欲しい。
- 資料に追記する。
- 不法投棄等対策支援事業ガイドライン作成にあたっては、産廃財団と連携し、具体的事例を織り込み、わかりやすく、使いやすいものにして欲しい。
- 産廃財団とも相談のうえ、札幌及び奄美の事例を踏まえ、例示として取り上げ、使い勝手の良いガイドラインを作成し、今年12月の諮問委員会に上程したい。

(4) 議題④について

平成19年度外部業務監査結果について、資料6-1から資料6-3を使用して事務局から説明。案のとおり了承された。
委員からは次のような質問・意見があった。

<主な質疑・意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 今回指摘されたことはルールどおり出来ていることを内部監査・外部業務監査でフォローしてもらうようお願いする。
- 監査内容は重要な項目を網羅するという観点で決めているのか。合意された手続となるので漏れた項目について監査法人は責任を負わないことになる。
- 一度にすべてを対象にすることが出来ない場合もあり、順繰りに全部が網羅されるようにしている。
- 前回指摘されたことが現状どうなっているかはどこに記載されているのか。
- 今回の手続に含めているので、分けて記載はされていない。
- 来年からは前年度指摘事項についての状況が分かるようにしてもらいたい。

(5) 議題⑤について

資金管理料金の11年展開の現状について、資料7を使用して事務局から報告。委員からは次のような意見があった。

<主な意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 将来資金管理料金を改定せねばならないだろうが、そのときには費用構造や費用の節約について説明する必要がある。マクロ的には理解できるが、ミクロ的にはよくわからないので今後説明がいる。

- 一定期間ごとに再計算することをルール化するという考えもある。
- 昨年度に継続検査時預託が終了し、今年度からは定常状態になる。そのときどう考えたらいいかという観点で、計算をして欲しい。
- 今年度の実績が出れば、ある程度の計算は可能である。

(6) 議題⑥について

資金管理料金特別会計における平成20年度の資金の運用額について、資料8を使用して事務局から説明。案のとおり了承された。

(7) 議題⑦について

使用済自動車処理状況検索機能の提供開始について、資料9を使用して事務局から報告した。委員からは次のような意見があった。

<主な意見> (注) ○は委員、●は事務局

- ホームページのトップから使用済自動車処理状況検索機能の画面に辿り着くまでが分かり難いので、分かり易くする必要がある。使用済自動車処理状況検索機能には問題はない。
- アクセス件数は多いが、誰がアクセスしているのか。
- それはわからない。
- 使用済自動車として引取業者に渡したはずにもかかわらず、「使用済自動車として自動車リサイクルシステムに登録されていない。」と表示されたらどうしたらいいのか。
- 法律上、ユーザーは引取業者にその後どうなったかを確認できることになっている。
- 引取業者に直接確認するのがどうかという意見もある。
- 引取業者が引取義務を果たしているかどうか、引取業者の名前、引き渡した自動車の車台番号等を明らかにして都道府県庁に相談する方法もある。
- 業者が使用済自動車として引き渡されたと認識していない可能性もある。ただし、この場合はリサイクル料金が戻ってこなければおかしい。
- 使用済自動車として引取った場合、事業者は引取証明書を発行する義務があるので、きちんと受け取るようにユーザーへもっと徹底する必要がある。
- 使用済自動車処理状況検索機能を利用した人が疑問点や指摘事項を連絡できる仕組みを作れないか。非常に重要な広報活動になる可能性が高いので、検討してほしい。
- 使用済自動車処理状況検索機能は順調に動いているという認識でよい

か。

- そのように認識している。

以上